bankruptcy rehabilitation) or disposition by suspension of business by a clearinghouse, suspension of business by a major client, or company financial condition has been deemed remarkably unsound.

⑤ shall not belong to a crime syndicate or have relations with anyone who does, further, shall not display potentially antisocial behavior or be involved with anyone who does.

⑥ have been qualified according to the company's regulations on client qualification examination. Those who desire to obtain qualification shall file an application at to the place stated in Paragraph ⑻.

⑦ have not had clients' qualification suspended, according to the company's client qualification regulations, between 4 : 00 PM March 13, 2018 and the period of the tender.

⑺ Time Limit for Tender and Opening Tender : 2 : 00 PM April 18, 2018.

⑻ Contact point for the notice : Electrical Work Contract Section, Electrical Facilities Dept., Railway Headquarters, Tokyo Metro Co., Ltd. 3―19―6 Higashi-Ueno, Taito-Ku Tokyo 110―8614 Japan TEL : 03―3837―7197

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年2月27日

国立大学法人大阪大学総長　西尾章治郎

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

○第１号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　大阪大学（吹田）医学部附属病院診療棟等新営その他基本設計業務

⑶　業務内容　本業務は吹田団地における診療棟（仮称）（Ⅰ期・Ⅱ期）他新営、外来・中診棟（部分）改修の基本設計業務である。

⑷　履行期限　平成32年３月31日

⑸　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格、選定基準及び評価基準

⑴　技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている２者以上の者により構成される共同体であること。

①　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

②　文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。

ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止措置を受けていないこと。

④　経営状況が健全であること。

⑤　不正又は不誠実な行為がないこと。

⑥　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑦　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

⑧　管理技術者、主任技術者（意匠）、主任技術者（構造）、主任技術者（電気設備）及び主任技術者（機械設備）を各１名ずつ配置できること。

㋐　「管理技術者」とは、国立大学法人大阪大学が定めた「設計業務委託契約要項」第14の定義によるものとし、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

㋑　「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

㋒　各技術者間相互での兼務は不可とする。

㋓　配置予定技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、管理技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属する者であること。このことを証明する書類として、健康保険被保険者証の写し又は雇用保険事業者別被保険者台帳照会の写しを添付すること。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩　平成14年度以降に、元請けとして、病院において延面積32,000㎡以上の基本設計業務又は実施設計業務（新営・改修を問わない）を完了していること。

⑵　技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

①　担当予定技術者の能力　資格及び実績、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

②　技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

⑶　技術提案書を特定するための評価基準

①　担当予定技術者の能力　資格及び実績、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

②　業務の実施方針　業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、業務に対する取組意欲

③　課題についての提案　提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

④　技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

3　手続等

⑴　担当部局　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

⑵　説明書の交付期間及び場所　平成30年２月27日（火）から平成30年３月13日（火）（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時00分から17時00分まで⑴に同じ。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法　平成30年３月13日（火）17時00分⑴に同じ。持参又は郵送（提出期限必着。書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年５月７日（月）17時00分⑴に同じ。持参又は郵送（提出期限必着。書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。